

1 議事日程

〔平成18年太宰府市議会 予算特別委員会〕

平成18年3月22日

午前10時00分

於 全員協議会室

- 日程第1 議案第44号 平成18年度太宰府市一般会計予算について
- 日程第2 議案第45号 平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第3 議案第46号 平成18年度太宰府市老人保健特別会計予算について
- 日程第4 議案第47号 平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について
- 日程第5 議案第48号 平成18年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第6 議案第49号 平成18年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計予算について
- 日程第7 議案第50号 平成18年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計予算について
- 日程第8 議案第51号 平成18年度太宰府市水道事業会計予算について
- 日程第9 議案第52号 平成18年度太宰府市下水道事業会計予算について

2 出席委員は次のとおりである(20名)

委員長	武藤哲志	議員	副委員長	不老光幸	議員
委員	片井智鶴枝	議員	委員	力丸義行	議員
"	後藤邦晴	議員	"	橋本健	議員
"	中林宗樹	議員	"	門田直樹	議員
"	渡邊美穂	議員	"	大田勝義	議員
"	安部啓治	議員	"	山路一恵	議員
"	小柳道枝	議員	"	清水章一	議員
"	佐伯修	議員	"	安部陽	議員
"	田川武茂	議員	"	福廣和美	議員
"	岡部茂夫	議員	"	村山弘行	議員

3 欠席委員は次のとおりである

なし

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名(40名)

市長	佐藤善郎	助役	井上保廣
収入役	松島幹彦	教育長	關敏治
総務部長	平島鉄信	総務部政策統括 担当部長	石橋正直
地域振興部長	松田幸夫	地域振興部地域コミュ ニティ推進担当部長	三笠哲生
市民生活部長	関岡勉	健康福祉部長	古川泰博
健康福祉部子育て 支援担当部長	村尾昭子	建設部長	富田讓
上下水道部長	永田克人	教育部長	松永栄人

監査委員事務局長	木村 洋	総務課長	松島 健二
秘書広報課長	和田 有司	行政経営課長	宮原 仁
財政課長	井上 義昭	税務課長	古野 洋敏
納税課長	児島 春海	特別収納課長	吉鹿 豊重
地域振興課長	大藪 勝一	まちづくり企画課長	木村 和美
市民課長	藤 幸二郎	人権・同和政策課長	津田 秀司
福祉課長	新納 照文	子育て支援課長	和田 敏信
すこやか長寿課長	有岡 輝二	国保年金課長	木村 裕子
保健センター所長	木村 努	区画整理課長	大内田 博
まちづくり技術 開発課長	大江田 洋	上下水道課長	宮原 勝美
施設課長	轟 満	教務課長	井上 和雄
社会教育課長	松田 満男	文化財課長	齋藤 廣之
会計課長	志牟田 健次	建設課都市開発係長	井上 均

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（4名）

議会事務局長	白石 純一	議事課長	田中 利雄
書記	伊藤 剛	書記	満崎 哲也

再開 午前10時00分

~~~~~

委員長（武藤哲志委員） それでは、ただいまから休会中の予算特別委員会3日目を再開します。

審査の都合上、歳出は終了しておりますので、歳入から審査を行いたいと思います。

それでは、予算書18ページをお開きください。

なお、再度ですが、執行部から平成18年度当初予算説明資料が配付されておりますので、それをお出しいただきたいと思います。

本日は、平成18年度歳入予算の審査に入りますので、まず2ページ、歳入予算の款別集計表が報告されております。1款から21款までです。

4ページをお開きいただきたいと思います。

太宰府市の平成18年度自主・依存財源構成比として、自主財源は49%、依存財源については51%という報告がなされておりました、昨年より自主財源が増額になっております。

5ページをお開きいただきたいと思います。

ここでは、自主財源と依存財源についてですが、市税それから諸収入まで、依存財源については、国が地方交付税、この見直しを行ったために、地方譲与税からこういう地方消費税交付金、そして国庫支出金、市債という形で載っております。

それから、6ページには前年度と比較して個人市民税が3億70万7,000円の11.2%の増額、こういう特徴点が報告されております。

以上が執行部から出された部分です。

審査資料、まず1ページをお開きいただきたいと思います。

総務省が1月19日、20日に全国の県の担当者を集めて指示をした内かんというのがあります。その結果、県が各市町村を集めての財政見直しについての概要を指示しております。その結果、太宰府市の平成18年度地方財政収支見込みの概要として、現在のところ、平成18年度、平成17年度の比較が出されております。その結果、歳出と歳入の関係がありまして、太宰府市は地方債の依存度が昨年は11.7%だったのが今年度は地方債の依存度が低くなりまして、9.6%という内容になっておりました、また交付税措置の関係では、交付税を減らしたために地方譲与税がパーセントでは38.4%の増額です。

なお、地方特例交付金49.4%の減額、地方交付税は6.5%の減額になっております。全体的には、比較しますと25.9%の減額です。

なお、内かんに様々な平成18年度の国の部分として、退職団塊世代を迎えるに当たって、退職がある場合ですが、太宰府市についてはどのような考え方があるのかという形で、私の方で資料要求をしておりました。退職手当債を平成18年度から平成27年度までの部分ですが、太宰府市は退職手当組合に加入している関係で、退職勧奨の地方債は利用目的がないということですので。

それから、行政改革推進債という形で、やはり政府が行政改革を行うために地方債を認めておりますが、これは太宰府市としては検討をしたいと。

それから、政府の税源移譲、3ページの上段になりますが、個人住民税に移譲されました。その結果、見込み額としては16億2,647万7,000円、県民税が含まれております。それから、財力格差の対応について、税源移譲分を基準財政収入額に100%算入した結果についてが報告されておまして、太宰府市の標準的な税収の75%が交付税に算入され、25%が保留財源となっております。こういう状況で、基準財政収入額の中に所得譲与税が2億3,919万9,000円全額を算入したと。交付税を29億円と算定しとると、75%の算入と比較した場合は、約6億円が減額となったという報告です。

申しわけありません。6,000万円です。

4ページをお開きいただきたいと思います。

平成18年度の予算書全款にわたる政府の税源移譲による補助金活用内容として国がやはり出されているが、どういう状況かという資料要求をしたところですが。消防防災設備は該当がないということです。

公立学校施設、それから児童手当、介護等負担金、次世代支援対策交付金、こういう状況については、平成16年から所得譲与税によって措置しているところです。

それから、地方債元利償還補助金については該当がない。それから個人住民税所得割6%は平成19年度見込みということで、平成17年度個人住民税所得割の市民税分6%を算出すると34億1,552万6,000円、平成17年度と比較すると5億2,827万1,000円の増額ということです。

それから、徴収率向上、太宰府市の税金の徴収率については、県下の中でも上位です。そのため、需要額455万4,000円が増額になっておるということであります。

それから、5ページですが、太宰府市の年齢別人口、2日目の審査でもありましたけど、太宰府市の幼年人口として、0歳から14歳までの部分の構成比が13.73%、15歳から64歳までが67.79%、高齢化の関係ですが、65歳から90歳以上が18.4%、こういう状況での太宰府市の人口構成比が報告されております。

6ページをお開きいただきたいと思います。

過去10年間の個人、法人市民税の決算推移の資料を求めました。その結果、平成7年度から平成17年度までの個人市民税、法人市民税、決算額が報告をされております。

なお、不況の関係がありますが、特に平成12年度近くは歳入額が大変な金額だったんですが、年々一般会計の歳入状況については減額になっております。

それから、固定資産税の関係ですが、評価額の下落に伴い、減額をしたという報告が出されております。

それから、歴史と文化の環境税については、本日資料が出されておりましたが、減額理由の内容が出されております。

あと随時私の方で説明をしていきたいと思います。

それでは、予算書18ページの1款1項1目個人市民税について、特別徴収、普通徴収、滞納繰越分について、委員から質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、参考的に大変ここに見ますと、太宰府市は他の自治体になり特徴点があります。ここで見ますと、特別徴収される金額とそれから普通徴収によって納付する額がここに出されておりますが、現在のところ、特別徴収についてとそれから直接納付による普通徴収についての納税者、大体割合がわかりましたら報告いただけませんか。もう特別徴収していただいて、直接入ってくるという。

税務課長。

税務課長(古野洋敏) 具体的な数字はつかんでませんが、大体6割4割ぐらいの状況でございます。

委員長(武藤哲志委員) 今、税務課長から税金、特別徴収されて納付されるのが6割、それから普通徴収が4割、こういう状況で29億1,883万円のうち19億4,698万8,000円は特別徴収で入ってくると。

それでは進みます。

2目の法人市民税について、質疑ありませんか。

福廣委員。

委員(福廣和美委員) 法人市民税の関連で質問しますが、以前にも質問したことがありますけども、いわゆるこの法人の大小はいろいろあると思いますが、そういった誘致に対する今後のもし考え方があったら教えてください。あるかないかでも結構です。

委員長(武藤哲志委員) 総務部政策統括担当部長。

総務部政策統括担当部長(石橋正直) 現在のところ、法人についての誘致は別段しておりません。

委員長(武藤哲志委員) 福廣委員。

委員(福廣和美委員) ということは、今後もないということ。いや、現状じゃなくて、今後の考え方が知りたいわけです。

委員長(武藤哲志委員) 地域振興部長。

地域振興部長(松田幸夫) 企業誘致につきましては、後期の基本計画、つまり平成18年度から平成22年度までの基本計画の中でもきちとうたっておりますように、今後関係機関、団体を含めまして、将来的にはそういう企業誘致については行っていきたいというふうに考えております。

委員長(武藤哲志委員) 福廣委員。

委員(福廣和美委員) そういう考え方の中で、まだ今からかもわかりませんが、こういった関係の企業を誘致しようとか、もちろん環境に配慮しないといけませんから、いわゆる工場の誘致というのはなかなか難しいと思いますけども、業種と言うたらいかんのかな、何と云えばい

いんですかね、1つのこういった関係の企業の誘致とか、そういうものはまだそれは今後の課題であって、土地の利用についてもまだ、今のところはまだ確定したものはないということですね。今後その中で検討していくということによろしいんですか。

委員長（武藤哲志委員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 今日の追加審査資料がございますけども、この中で「まほろばの里づくり」事業基金という内容の中に、所属課がまちづくり企画課で、九州北部学術研究都市整備構想推進会議負担金というのがございます。これは以前から説明した経緯もございますけども、いわゆる研究所みたいな企業を優先的に誘致していこうという考えがございますので、俗にいう工場とかというのは本市の特性から似合わないという考えで、特に国立博物館も開館しましたし、こういう国とか、県とかの関連もございます関係から、そういう研究所とかそういう部分の企業を優先的に誘致を今後機会があればやっていきたいというふうに思っています。

委員長（武藤哲志委員） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、2項の固定資産税、先ほど言いましたように資料の7ページ、審査資料ですが、平成18年度は、3年に1度の固定資産の評価替え年度で、土地、家屋における資産価格の変動に対応し、それぞれの評価額を均衡のとれた価格に見直す作業、この結果、在来家屋の評価額の下落という形で2億725万8,000円も減額になっております。ところが、2月27日の国会では、2.5%固定資産税を見直しによって引き上げると、この部分について国会で論議がされておるわけですが、太宰府市は逆にここでは2億725万8,000円も減額になるのかどうか、固定資産の見直し時期、この辺の資料が出されておりますが、補足説明を求めたいと思います。

税務課長。

税務課長（古野洋敏） 家屋につきましては、下落がありますので、約10%の減額になります。それと、今委員長が言われました土地の部分については、これまで負担調整で2.5%とか2%とかという形で増額していたんですけど、一律5%という形で増額になりましたので、その差し引きの額でここに下落になった家屋の部分と、今法改正によって土地の部分については増額になっておりますので、その差し引きを見込みまして、2億725万8,000円を減額という形でしているところです。ですから、予想以上に家屋の下落が、3年分ですから大きいということですね。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） よく市民から、固定資産税がいつも高いというのがあるんですが、今年はこの状況で、2億725万8,000円も固定資産税が収入として見込まれないという内容ですね。

委員の方から、2項の1目、これについての質疑ありませんか。

中林委員。

委員（中林宗樹委員） 固定資産税の5%の増額ということでありますけども、実勢価格と固定資産税の評価価額の差が若干近まってる部分もありますし、逆転している部分もあるということをお聞きしますが、そこら辺についての調整はどんなふうになされてるのでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） 税務課長。

税務課長（古野洋敏） 具体的な部分は最終日、議会全員協議会で税制改正の部分についてはご説明申し上げたいと思います。

今言われた部分につきましては、現実的に実際の売買評価と市が決定している評価額というのは若干の誤差があるんですけど、あくまでもこれは市の評価額についてはやはり70%という形の中での価格を決定してますので、一部そういう部分もございますけど、基本的にはあくまでも、これは国の関係、それから不動産鑑定士関係とも協議した結果、やはり売り急いだ場合はどうしても通常の価格より下がるという部分の中で、今のところ私たちも都市圏の税務協議会とかという形の中で、要望は出してるんですけど、現実的に今はやはり国としては、国の評価額もございまして、そして県がまた評価いたしまして、それを参考に市が最終的な鑑定評価しますので、現状的にはこのままの形の中で推移せざるを得ないという形で考えているところでございます。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） 中林委員。

委員（中林宗樹委員） ここには、今言われましたように、それぞれの事情がありまして、売買価格については差が出るというのはあります。

ただ、今の中で、大体実勢価格の70%をめどにというような考えでよろしいのでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） 税務課長。

税務課長（古野洋敏） そのとおりです。

委員長（武藤哲志委員） ほかに委員からは。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、同じく2項2目国有資産等所在市町村交付金、これについての質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 進みます。

3項軽自動車税、1目について、1節、2節、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 4項1目市たばこ税について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、5項の1目特別土地保有税、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、6項の都市計画税、先ほど固定資産税の減額の関係で、こ

れも5,173万6,000円の減額になっております。これに対する6項1目1節、2節についての質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、7項の入湯税について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、昨日から論議になっておりました歴史と文化の環境税760万円の減額になっておりました。審査資料7ページに報告されております。本日資料も提出されております。これについての質疑ありませんか。

不老副委員長。

副委員長(不老光幸委員) 1つは、税の徴収義務事業者の数なんですけども、平成15年から今日まで、その数は変わっておりますでしょうか。推移をお願いします。

委員長(武藤哲志委員) 税務課長。

税務課長(古野洋敏) 数につきましては、今現在では27事業者で、国博がオープンしたもので、国博の事業者が1件増えたという形になっているところでございます。

委員長(武藤哲志委員) 不老副委員長。

副委員長(不老光幸委員) 国博が開館いたしまして、駐車場の状況も変わってきておまして、例えば従来は義務者としての適用がなされなかった事業者でも、現状としては適用するような感じになっているんじゃないかなというのがあるんじゃないかなということが一つと、それからもう一つ、今度3年経過の見直しがありまして、その義務者としての適用条件ですかね、これについて変えられるというか、何というか、それについての見直しをされるかどうか、お伺いしたいと思います。

委員長(武藤哲志委員) 税務課長。

税務課長(古野洋敏) 最初に言われました適用につきましては、現実的に今のところ10日以下と5台以下という形の中で、国博がオープンいたしまして、若干10日過ぎるようなところもございましたので、正月以降毎日調査しながら、現実的には今1件が指定するような状況になるように考えております。ほかのところも、事業者の方にアンケートをとって、実態調査とそれとアンケート調査の中で、1点目につきましては、そういう形で調査をしながら条例に該当した場合は指定していくような形になってくると思います。

続きまして、2点目につきましては、適用の内容の変更の件ですけど、これはやはり今後税制審議会の中で、そういう分も含んで、全体的なことで検討していただくような形になると思います。最終的には市の方で決定したいというふうには考えているところでございます。

以上です。

委員長(武藤哲志委員) ほかに。

福廣委員。

委員(福廣和美委員) これ、この歴史と文化の環境税を導入する前にも議論したんですが、い



いわゆるあそこの都府楼政庁跡の駐車場みたいに、車で来るけども、無料でとめられると、そういったところと有料との問題をどうするのかということで、当時一度はたしか有料化にするというような回答もらった記憶があるんですね。それといわゆる歴史と文化の環境税というのは、有料の駐車場にとめるから歴史と文化の環境税をもらうのか、それとも何で環境という名前をつけて税金にしてるのか、いわゆる車で来るお客様に対しての歴史と文化の環境税を私は取るというふうに理解をしているわけですが、そういった観点からした場合に、いわゆる国博の無料駐車場の案内等が出ておりますが、私はどうも納得いかんわけですね。だから、すべてを有料化していく方向に行かないと、歴史と文化の環境税を取っていただいている、それを協力していただいている業者の方には納得いかんのかなというふうに思うんですが、私ならそう思いますね。何で有料駐車場だけに歴史と文化の環境税を取るのか。だから、無料の駐車場でも歴史と文化の環境税を取るべきだと思うんです、税金だから。そうしないと、同じ車で来て、有料駐車場にお金を出してとめる人、早く来てお金を払わずに無料の人は税金が要らない。全く不公平に思いますが、その点いかがでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） 税務課長。

税務課長（古野洋敏） 1点目の都府楼政庁跡前の駐車場の有料化につきましては、市としても鋭意有料の方向で文化庁と協議をいたしまして、最終的にやはり文化庁の方で、あれは史跡指定地で、駐車場じゃないので、有料化はできないという形で、文化財課の方から話を聞いております。

あと、市役所にも無料してますけど、この件につきましても、どうしても採算ペースを考えますと、有料化すれば赤字になるという形で、市役所の方も断念しているところでございます。

ほかには、国博は有料でございますので、ほかには周辺には無料はないというふうには考えているところでございます。

あと、有料駐車場に、これは定義する部分については、あくまでも太宰府市全域の有料駐車場という形になりますので、無料になると、これはすべて無料の駐車場になれば、それこそ会社の駐車場も、それから自宅近くに借りている一時駐車場もすべて該当、税法的にそういう形の、やはり一部というわけにいきませんので、その定義づけとして有料という形で設けているところでございます。これ無料になると、すべての駐車場が税の対象になるということで、その辺の二重課税等も考慮いたしまして、有料駐車場という形の中で定義しているところでございます。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） 福廣委員。

委員（福廣和美委員） 最終的にはそういうやり方というのは理解はできるんですが、国立博物館無料駐車場という案内はなかったですかね。

委員長（武藤哲志委員） 税務課長。

税務課長（古野洋敏） 無料駐車場という案内はございません。あれは恐らく、国立博物館に行く  
くと混雑するので、民間の有料駐車場をご利用くださいという看板で、国立博物館については  
北側も南側もすべて有料で協力していただいているところでございます。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） ほかに。

力丸委員。

委員（力丸義行委員） 特別徴収義務者のことでお尋ねしたいんですが、特別徴収義務者といえ  
ば、駐車場をぬけて考えたときに、いわゆるサラリーマンの給与の中で住民税等を特別徴収義  
務者ということで会社の経営者側が徴収していただき、市に納めるというのが特別徴収とい  
うものの基本というか、私が知るところではそういうことで、最近もあるとは思いますが、  
企業が特別徴収をしないと。各社員にそれぞれ個人で住民税を払うようにというようなことが  
現在もあってるんじゃないかなと思うんですが、片やそういったことが仮に認められたとし  
て、駐車場税の場合も特別徴収をしないとといったときに、市として何か法的な拘束力があるの  
かどうか、その辺をお尋ねいたします。

委員長（武藤哲志委員） 税務課長。

税務課長（古野洋敏） 一応特別徴収義務は一つの徴収方法の税法上の手段でございますので、  
この辺につきましては、市としてはやはり税法に違反する行為という形で考えております。今  
のところは、やはり特別徴収者として指定した以上は徴収をしていただくというか、その義務  
が発生する。これは税法上の問題ですので、そういうふうには考えているところでございま  
す。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） 力丸委員。

委員（力丸義行委員） だから、住民税の場合ですよ、それを認めてきてるんじゃないんです  
か。住民税で、だから特別徴収をやめますという企業に対して、市として何か法的な拘束力を  
もって何かされたということはないでしょう。ということは、歴史と文化の環境税の特別徴収  
義務者に対しても同じことが言えるんじゃないかなと私は思って、今質問してるんです。本当  
に法的な拘束力があるのかどうか。

委員長（武藤哲志委員） 税務課長。

税務課長（古野洋敏） 現状の税法上でいきますと、法的な拘束力はあるというふうに考えてお  
ります。やはり市の条文に載せまして、特徴義務者の指定という形の中で、歴史と文化の環境  
税の条例の中に、これは市の法律ですので、その中に特別徴収義務者という形の中で指定して  
います以上につきましては、やはり税法に基づく特別徴収義務者の義務は履行してもらおうとい  
う形で法的な方法としてはそういう形で判断しているところでございます。

委員長（武藤哲志委員） まず、この条例をつくるときには大変論議になって、特別徴収義務者  
に指定されると、義務を怠ったりすると罰金、それから犯罪的科料、こういう扱いまでという

状況での審議をされた経過がありまして、特別徴収義務者に27と新たに国立博物館の業者はその義務があるという過去の論議がっておりますので、そういう今税務課長のご報告だと思えます。これに関連する質疑がありましたら。

田川委員、いいですか。

委員（田川武茂委員） はい。

委員長（武藤哲志委員） それでは、ほかにはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは進みます。

2 款地方譲与税、1 項 1 目、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、同じく自動車重量譲与税の 1 目、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 3 項 1 目、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、3 款 1 項 1 目、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 4 款 1 項 1 目についての質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、5 款 1 項 1 目について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 6 款 1 項 1 目について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、7 款 1 項 1 目について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 8 款 1 項についての質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、ここで審査資料の 8 ページをお開きいただきたいと思えます。

地方交付税前年度 2 億 3,290 万円の減額に対して、国が臨時財政対策債 6 億 6,300 万円との調整起債内容について資料が出されております。ここで見ますと、市税、交付税、この減額分の部分として、臨時財政対策債、前年と比較して減額になっております。一般財源の関係で 5 億 3,470 万円、3.92% の減額です。交付税が 2 億 3,290 万円の減額ですが、この部分については 9 ページをお開きいただきますと、どのような状況であるかと見ることができます。平成 18 年度、地方特例交付金についても 46.5% の減額です。普通交付税についても 5.9% の減額、特別交付税については前年と同じですが、この 29 億円は次のページを、10 ページを出していただき

ますと、ここに保育所運営負担金として国庫負担金 1 億5,436万3,000円が交付税対象外という形、こういう交付税の部分から対象外にされたということになります。

様々な形で、三位一体改革で交付税措置とかいろんな部分が出てきますので、その辺をお含みいただきまして、交付税の中に入れて減額をしているという状況になりますので、それでは予算書24ページに入ります。

それでは、9款1項1目についての質疑ありませんか。

清水委員。

委員（清水章一委員） 今、委員長の方から説明がありましたので、少しお尋ねします。

地方特例交付金が昨年より半分ぐらいになってますね。その当初予算でいくと、私の調査では2億8,300万円ぐらいあったのが約1億4,300万円、これ減額になった理由ですね。それと恐らく定率減税の方かなと思ったりもするんですが、そういう様々な絡みがあると思いますので、その部分について説明お願いしたいと思います。

委員長（武藤哲志委員） 財政課長。

財政課長（井上義昭） 地方特例交付金につきましては、従来国の減税分をこれで補てんをしておったわけですが、昨年度につきましては、地方財政対策の中で税源移譲予定特例交付金というのが入っております。これは、基本的には県の教職員の関係の人員費が予定特例交付金という形で入っておったわけですが、市町村も一部関係ございますけども、この分が全額廃止されたというのが一つございます。それと、減税分が2分の1に縮減されたというようなことで、地方特例交付金の全体の原資そのものが46.2%の削減になっております。

主な理由といたしましては、以上のとおりでございます。

委員長（武藤哲志委員） 清水委員。

委員（清水章一委員） だから、その減った分が減税分をやめたってということでしょう。その分個人住民税が増えたのか。減った分がそれでいってるとかということをきちっと説明しないと、減っただけの見方になるわけですよ。その分がきちっと補てんされてるのかどうかということもあるわけですよ。

委員長（武藤哲志委員） 財政課長。

財政課長（井上義昭） ただいま清水委員さんがおっしゃいましたとおり、減税が縮減された分については当然個人市民税が増額になっております。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、進みます。

10款1項地方交付税について、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 11款1項1目、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 12款1項1目について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 12款2項1目、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、審査資料の10ページ、先ほど説明しましたが、現在五条保育所、南保育所、そして都府楼保育所は今年の4月から民間移譲されます。それで、保育所の保育料についてが資料として出されておりますし、国庫負担については、まず私立の保育所の部分については太宰府園から都府楼保育園、それから管外の保育所、県の負担金、こういう状況になって報告がなされております。

現在のところ、12款2項の2目2節児童福祉費負担金、ここの部分が保育所保育料現年分2億4,620万7,090円、ここの数字と合計額が合うようになっておりますので、それでは12款2項の2目について、委員から質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、3目、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 4目、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 13款1項1目、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 2目について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 3目。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 4目、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 5目。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 6目、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 7目について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、13款2項1目について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 2目について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 3目、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 4目についての質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 14款1項1目についての質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 2目について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 14款2項1目についての質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 2目について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 3目について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、4目については審査資料の11ページ、ここで要保護児童就学援助費補助金として、まず小学校では715万円の減額、中学校では337万2,000円の昨年から見るとの減額になっておりますが、資料が出されておりました、準要保護児童・生徒の就学援助事業は税源移譲予定特例交付金で行うことになり、そのために大幅な減額となったという報告がなされております。

それでは、4目について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 5目。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 6目について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 14款3項1目について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、2目について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 15款1項1目、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 2目、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 3目について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、15款2項の1目について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 15款2項2目について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 3目。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 4目について。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 5目について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 6目について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 15款3項1目について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 2目について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 3目、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 4目。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 5目、6目、7目について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 16款1項1目、質疑ありませんか。

なお、ここでは駐車場使用料金が240万円の増額になっておりますが、以前から決算委員会でも審議になっとった駐車場の使用料、職員駐車場の料金の引き上げを行ったということでしょうか。

行政経営課長。

行政経営課長(宮原 仁) この駐車場につきましては、出先機関その他の施設の分を昨年10月から徴収をしたということで増額になっております。

以上です。

委員長(武藤哲志委員) 清水委員。

委員(清水章一委員) いきいき情報センターの貸付料について、これは昨年と同じ金額、これはパインバリューの貸付料の話ですかね。

委員長(武藤哲志委員) 財政課長。

財政課長（井上義昭） 当初予算に計上しております数字につきましては、現在のパインバリューの使用料でございます。それで、今回議会全員協議会の中でもご説明をいたしました、株式会社マミーズというのが4月1日から引き継ぐことになりましたので、その賃料に引き直しますと、約961万2,000円の増額になります。これは補正予算で対応させていただきたいと考えております。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） ほかに委員から質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、16款1項2目、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、16款2項1目、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 17款1項について、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 18款1項1目、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、19款1項について、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 20款1項1目、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 20款2項1目、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 20款3項1目についての質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 20款4項、なおここでは審査資料の11ページ、保留地処分金として佐野土地区画整理事業保留地処分金として2億4,795万6,000円が計上されております。この11ページでは、16宅地分の保留地処分を行った金額を計上し、1宅地当たり平均1,550万円で、7万5,000円の平方メートル当たりの積算という報告が出されております。

それから、次の審査に入る前ですが、12ページをお開きいただきたいと思います。

ここで、総務、民生、衛生、農林水産、こういう状況での雑入ですが、この雑入の内容について、総務費雑入、民生費雑入、衛生費雑入、農林水産費雑入、商工費雑入、14ページですが、土木費雑入、消防費雑入、教育費雑入、こういう雑入について、詳しく資料が提出されております。

それでは、20款4項1目、5項1目について、委員から質疑ありませんか。

中林委員。



委員（中林宗樹委員） 今年度は16宅地分ということでございますけども、保留地は大体これで終わりですか。

委員長（武藤哲志委員） 区画整理課長。

区画整理課長（大内田 博） 佐野土地区画整理事業の保留地につきましては、今回上げているほかにも一応10か所程度の保留地については用意できるような形で、一応平成18年度で保留地は全部処分できるような形になっております。

委員長（武藤哲志委員） 中林委員。

委員（中林宗樹委員） その処分についてですけども、これは見込みとしては全部直接販売で処分される予定ですか、それと処分できる見込みはありますか。

委員長（武藤哲志委員） 区画整理課長。

区画整理課長（大内田 博） 平成18年度で区画整理課が区画整理係に縮小される予定でございます。基本的には、市の職員で処分する予定でございますけど、課の縮小、係になったときの人員の配置によっては、どこかに委託する方法も考えることを検討する時期になるかもわかりません。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） 中林委員。

委員（中林宗樹委員） はい、わかりました。

委員長（武藤哲志委員） ほかに、20款4項1目、5項1目について、質疑ありませんか。

清水委員。

委員（清水章一委員） 総務費の雑入と教育費の雑入がかなり減額になって……、総務費の雑入は増えとるんですかね。昨年と比較すると大分増えてる。昨年在2,500万円ぐらいの雑入だったのが7,200万円になっているような感じがしますが、その説明とそれから教育費の雑入が逆に今度は4,100万円が300万円ぐらいに下がっておりますので、その理由をちょっとご説明いただきたいと思います。

それから、審査資料の12ページに、これ秘書広報課なんですかね、広告の掲載料20万円という金額が雑入で上げてます。この説明と、それから自動販売機の売り上げの手数料というのが計上されてますので、この4点にわたってちょっとご説明をいただきたいと思います。

委員長（武藤哲志委員） それでは、今委員から出された内容で、総務費の雑入の増額、それから教育費の雑入の減額、それから審査資料の12ページの広告料の掲載、自動販売機の手数料、この4つが質疑が出ておりますので、回答を求めます。

財政課長。

財政課長（井上義昭） まず、総務費の雑入の増額につきましては、これは資料の12ページの中ほどにございますが、光熱水費として5,116万7,000円を上げております。これはいきいき情報センターの部分の光熱水費を今回財政課の方で支払うというようなことで、組みかえをいたしておりますので、それに伴います各施設からの収入分でございます。それに伴いまして、教育

費の雑入があわせて減額になっております。

それともう一点、自動販売機売り上げ手数料につきましては、これはテレホンカードの売り上げ分の手数料でございます。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） 広告については。

秘書広報課長。

秘書広報課長（和田有司） 広告の掲載料20万円につきましては、市の広報紙への広告掲載を平成18年度の後半から予定をいたしたいと思っております。この20万円につきましては、筑紫野市の平成17年度予算で100万円、筑紫野市が計上されておまして、それを参考に計上をいたしております。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） 清水委員。

委員（清水章一委員） 一月当たり幾らぐらいになるんですか。

委員長（武藤哲志委員） 秘書広報課長。

秘書広報課長（和田有司） 一月当たりになりますと、3万円ぐらいですかね。

委員長（武藤哲志委員） ほかには。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、21款1項1目、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 2目、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 3目。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 4目。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 5目について。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 6目、先ほど減税補てん償は8ページの資料で説明しております。7目についても関連がありまして、説明しております。

6目、7目、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、ここで10分まで休憩をし、申しわけございません。延長します。

まず、予算書9ページをお開きいただきたいと思います。

第2表債務負担行為として、中央公民館舞台操作業務委託から複写機賃借料、債務負担行為

が提出されております。これに対する質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、10ページ、第3表地方債、一般会計出資債から臨時財政対策債までの17億8,220万円、これの地方債が提出されております。これに対する質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、ここで11時10分まで休憩をし、歳入全般について質疑をし、そして討論、採決を行いますので、ここで10分まで休憩します。

休憩 午前10時58分

~~~~~

再開 午前11時10分

委員長(武藤哲志委員) それでは、再開します。

ただいま歳入についての審査を行いました。

それでは、歳入全般について質疑がありましたら許可します。

片井委員。

委員(片井智鶴枝委員) 当初予算説明資料の6ページを見ますと、今年個人市民税が11.2%伸びを示してるんですけども、これは税源移譲に伴うものかどうかということが一点と、あとは三位一体改革で様々な見直しがなされているんですが、これが太宰府市には結果として年に何億円ぐらいの影響、プラス・マイナスですね、そこら辺がなかなか見えにくくて、普通交付税は大幅に減額になっておりながら国庫負担金が増えるとか、私たちなかなかその出入りがわからないんですけども、今後太宰府市の財政計画を立てるに当たっては、この三位一体改革がどのような形で、どのような金額で影響を与えるかということがよくちょっとわかりにくいので、そのあたりの金額がわかりましたらお願いいたします。

委員長(武藤哲志委員) 財政課長。

財政課長(井上義昭) まず、三位一体の改革の中で、金額がどのように割り振りをされておるのかということでございますが、三位一体の改革の手法といたしまして、毎年やり方が変わっております。それで、基本的には国庫補助負担金の減額に伴うものは、大体8割程度は所得譲与税として返ってきております。ですから、おおむね8割ということで、財政の収支見通しの中では、おおむねそういった数値をもとに、原資の伸びである程度調整をしております。

それで、国庫補助負担金の減額に伴うものは所得譲与税で対応されますが、地方財政そのものの財源不足が生じた場合にどうするのかというのは、先ほど言いました例えば地方交付税が大幅に減額をされておりますので、その補てん措置として臨時財政対策債、ですから平成18年度の当初予算につきましては、地方財政対策と申しますか、その考え方の中には、まず国庫補助負担金の減額に伴う補てん措置と地方財政の収支不足を補てんするための臨時財政対策債、それと地方税、この3つを合計いたしますと、平成17年度並みの財源の確保をするというのが

国の方針でございまして、本市におきましても、そのような視点で編成をいたしておりますが、平成18年度につきましては、税の伸びが全体で地方税として4.7%ほど増収を見込んでおります。地方財政収支見通しではですね。

ところが、その4.7%の中には県税が8.2%入っております。県税の伸びが多うございまして、市町村につきましては、2.2%の伸びしかない。その中でも、先ほど税務課長から話がありました固定資産税の評価がえに伴いましての減額措置がありますので、それとさらに本市の場合には法人市民税、地方財政収支見通しでは法人市民税が11.4%増加するという見込みをしておりますが、本市の場合はむしろマイナスになっておるといようなもろもろの調整がありまして、結果的に大体1.4%ぐらいの減になっておるかと思っております。そういう形で予算編成、三位一体の部分につきましては、基本的には所得譲与税で8割返ってくると。それ以外の地方財政の収支バランスのとれないものについては臨時財政対策債というようにことで補てんをされております。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） 片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） その前に、さきの一点質問に対してのお答えがなかったんですけども、個人市民税が3億円ぐらい伸びているのは、税源移譲に伴うものなんですね。

委員長（武藤哲志委員） 税務課長。

税務課長（古野洋敏） 市民税に伴うものは、税源移譲というよりは基本的には税源移譲に絡みますけど、税制改正の部分でございまして。皆さんもご存じだと思いますけど、老年者控除の廃止、配偶者の均等割の全額課税、公的年金の見直しの改正、定率減税の2分の1の減少、それから老年者非課税措置の廃止という形で、平成18年度は5項目税法が改正になっておりますので、その部分の市民税の増額という形で考えていただければいいと思います。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） 財政課長。

財政課長（井上義昭） ちょっと説明が不足しておりまして申しわけございません。

税源移譲につきましては、平成19年度から対象になります。したがって、平成18年度中に税源移譲として考えられているのが所得税から市民税の方に税源を移すということで、税率の一律10%のフラット化で考えられております。それで、そのうち6%が市民税、4%が県民税というような形になりますので、おおむね3兆円程度になります。今の財政規模からいきますと、全国の地方の財政レベルからいきますと、その10%フラット化することによって、おおむね3兆円の税源移譲がされることになります。そういう方向で、今税制改正の方に取り組まれておりますので、最終的には適用が平成19年度の税からそういう形になるということでございます。

委員長（武藤哲志委員） ほかには。

不老副委員長。

副委員長（不老光幸委員） 細かいことかもしれませんが、参道がございますね。あそこの店とかそういったもので、事業主体者が太宰府の市民とそうじゃない方があるんですけども、その割合が大まかわかればお願いしたいのと、もう一つは太宰府市民の事業者と部外者の事業者との関係で、税収上差があるのかどうかお伺いしたいと思います。

委員長（武藤哲志委員） 税務課長。

税務課長（古野洋敏） 具体的には把握していませんけど、概略でいきますと、1割2割が市外者が店舗を借りて実施しているという形でございます。税収については、何ら変わりありません。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） ほかに。

福廣委員。

委員（福廣和美委員） 先ほどお答えいただいて、2度するような形になりますけども、先ほど企業誘致、今の法人市民税関係からすると、やはり一番弱いのがその部分だと思っていますので、お伺いしますけども、先ほどまちづくり企画の方の回答をいただきましたけども、いわゆるそれ以外の太宰府に企業と申しますか、そういったものの誘致を考える余地はないのかどうか、私はこういったほかに新たな税収という面からしたときには、新たなものを見つけていけない限り、税収には結びつかないと、増収には、思っているんですよ。ですから、そういった考え方をやはり持つべきではないかなというふうに、これはこれで、これはこれという言い方がいいんですが、先ほどのこれ、先ほど言ったのは研究所とか学術の件ですよ。これはこれとして誠に結構な話だと思うんですが、これ以外にやはりそういったものをする必要性があるんじゃないかと思いますが、その点いかがですか。

委員長（武藤哲志委員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 企業誘致を含めまして、宿泊施設も機会があればそういう誘致に結びつけていきたいというふうに思っています。

委員長（武藤哲志委員） 福廣委員。

委員（福廣和美委員） 今そういったふうにお答えいただいているんですが、それを要するに積極的にやるのか、そういう回答をいただくけども、本当にやっているかどうかというのが非常に疑問というか、一つも結果に結びつかないというのが歯がゆい部分があるんですけど、それは土地の問題、先方の問題、いろいろあるでしょうから、そういった面からして、やはり新たなまちづくりが必要かどうかですね。ぜひ考えていただきたいなというふうに、考えておられると思うんですけども、なかなか結果としているんなものが結びついてこない、目に見えてこないんで、果たしてできるのかどうかというのが非常に疑問に思えてくるんですよ。やはりやってる以上は結果として出てこない、せっかく回答いただいてもね、いろんな質問して回答いただくけども、結果が出てこない限りにおいては、本当にやってるんだろうかという疑問しか生じてこないというのが偽らざる気持ちでございますので、その点ぜひ今後ともよろし

くお願いしときたいと思います。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） ほかに。

田川委員。

委員（田川武茂委員） 歴史と文化の環境税の問題ですけど、これについて実態をちょっとお伺いしたいんですが、私も領収書、500円の領収書ですね、これをこちらから領収書を下さいと、そういうふうと言わんと、実際領収書を発行してくれんのですよね。そこら辺の実態はどういうふうになつてるのか。調査なんかしてないんですけど、そこら辺の税務署との関係はどういうふうに、税務署じゃないですね、これは市の歴史と文化の環境税ですから。そこら辺のやる人はやっていますよね。発行しとる人は発行しとる。発行してない人は発行してない。それじゃ平等性が私は欠けると思うんですけど、そこら辺の何か実態を把握、つかんでおりましたらちょっと。

委員長（武藤哲志委員） 税務課長。

税務課長（古野洋敏） 歴史と文化の環境税の領収書につきましては、基本的には無人の駐車場とかもございまして、現実的に発行できてないところもございまして。あと、土、日とかというのは無人のところも事業者、またパートの方が管理されてありますので、各事業者には領収書の発行は市としてはお願いしているところでございまして。しかしながら、やはり忙しいときには駐車場の車を入れたり、出したりするのが精いっぱい、一部領収書を発行していないところもございまして、再三事業者の方には領収書の発行のお願いはしているところでございまして、今後も協会というのができましたので、協会を通してそういう形の中で領収書の発行をしてもらうような形でお願いしていきたいというふうには考えています。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、質疑はないようですので、以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、反対討論から許可します。

反対討論はありませんか。

山路委員。

委員（山路一恵委員） 平成18年度の一般会計の予算については、反対の立場から討論をいたします。

国の方針がそうだから仕方ないというのものもあるかもしれませんが、それにしてもやっぱり公共業務の民営化、広域化、それから受益者負担を原則とした市民サービスの低下、切り捨てなどが本当に顕著にあらわれているなというふうに感じました。詳細については、最終日の本会

議でさせていただきますけれども、そういった視点から賛成できない部分が含まれておりますので、予算については反対いたします。

委員長（武藤哲志委員） 賛成討論はありませんか。

片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） 平成18年度の予算に対し、賛成の立場から討論いたします。

本年度の予算は、施策別枠配分方式を使い、地方債の発行を25億円に抑え、また単独事業の抑制など、様々な工夫がなされていると思います。しかしながら、その内容の中で、幾つか疑問に思う点がありますので、その点を要望といたしまして、賛成討論といたします。

まるごと博物館プロジェクトに対して、様々なハード部分での整備はなされておりますけれども、基本的な市況調査を行う統計調査に対して予算計上がなされていないなど、これは本来の一番基本でありますので、その統計調査がなくていろいろハードの部分を整備しても、地域的な経済効果にはつながらないと思いますので、その点を今後見直して行ってほしいと思います。

それと、地域コミュニティ推進プロジェクトであります。これは市民との協働ということを言いますと、一番大事な施策であると思います。その中で、行政区に対する補助金のあり方を今後全般的に見直してほしい、それとまほろば号の運行に関しては、地域の住民と一緒に育てていくという視点で、そのコースの選定に当たっても、地域住民を入れながらそのコースを選定していくなど、利用しやすいようなコースにして行って、乗車人数を増やしていくような形でやって行ってほしいと思います。

またもう一点ですが、高齢化に伴い、介護保険などの特別会計がかなり年額が増えております。今年の施策の中で、高齢化対策として具体的な取り組みが薄いように思われます。この点も詳細は本会議の際に述べたいと思います。

以上、賛成討論といたします。

委員長（武藤哲志委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第44号「平成18年度太宰府市一般会計予算について」、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

（大多数挙手）

委員長（武藤哲志委員） 大多数挙手です。

したがいまして、議案第44号「平成18年度太宰府市一般会計予算について」は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

原案可決 賛成18名、反対1名 午前11時26分

委員長（武藤哲志委員） 以上、本会議において報告します。

~~~~~

日程第2 議案第45号 平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について

委員長（武藤哲志委員） 次に、日程第2、議案第45号「平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」を議題とします。

お諮りします。

審査の都合上、歳出から進めたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 異議なしと認めます。

直ちに審査に入ります。

270ページをお開きいただきたいと思います。

なお、歳出に当たって参考にさせていただく資料として、審査資料の50ページをお開きいただきたいと思います。

まず、平成18年度の部分ですが、国保税収入未済の件数と前年度の徴収状況ですが、国保税の収入未済については昭和59年度から昨年の平成16年度、2,430という数字が出ております。

なお、不況の影響で、特に平成10年度からが増額、223から455、ずっと平成14年度が788、昨年度は1,328という状況です。

平成16年度の徴収状況、担当部でも大変努力はいただいておりますが、国保の一般医療現年度分として収入未済額が9,047万2,497円、収納率については92.93%、そういう昨年度の部分一般介護や医療、現年度として1億184万4,089円の収入未済があります。また、今までの収入未済総額の部分ですが、滞納合計としては合計の3億4,462万7,451円、国民健康保険の滞納額として出されております。

また、51ページには資格証明書、それから短期保険証ですが、太宰府市については、短期保険証は341世帯、資格証明書は16世帯、なお未納については保険証について窓口受け取りを通知いたしている関係で361世帯です。これが国民健康保険の歳入歳出にかかわる内容です。

それでは、270ページの1款1項1目、各節について、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 2項1目、各節について、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 3項1目について、各節質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、2款1項1目、2目、3目、4目の各19節についての質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 1項5目の12節について、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 2款2項1目、2目の19節について、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）



- 委員長（武藤哲志委員） 同じく3項1目、2目の19節について、質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（武藤哲志委員） 同じく4項1目の19節、質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（武藤哲志委員） 同じく5項1目19節、質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（武藤哲志委員） 3款1項1目、2目の19節、質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（武藤哲志委員） 4款1項1目19節について、質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（武藤哲志委員） 5款1項1目、2目の19節、質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（武藤哲志委員） 6款1項1目、2目の11節から14節までの質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（武藤哲志委員） 7款1項1目の25節、質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（武藤哲志委員） 8款1項1目の23節、質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（武藤哲志委員） 9款1項1目、2目の23節、質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（武藤哲志委員） 10款1項1目についての質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（武藤哲志委員） それでは、再度歳出全般についてのかかわりがあります284ページ、  
給与明細について質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（武藤哲志委員） それでは、歳入の審査に入り、一括して質疑漏れがありましたら許可  
します。  
（「歳出もですか」と呼ぶ者あり）
- 歳出、はい、じゃあ歳出の質問漏れ、歳入行って一括して許可します。
- それでは、260ページ、1款1項の1目一般被保険者国民健康保険税の1節から4節まで質  
疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（武藤哲志委員） 2目の退職被保険者国民健康保険税の1節から4節まで質疑ありませ  
んか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（武藤哲志委員） それでは、2款1項1目、2目の1節、2節、質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（武藤哲志委員） それでは、2款2項の1目1節、2節について、質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（武藤哲志委員） 3款1項1目1節、2節、質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（武藤哲志委員） 4款1項1目1節について、質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（武藤哲志委員） 4款2項1目、2目、1節、2節について、質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（武藤哲志委員） 5款1項1目1節、質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（武藤哲志委員） 6款1項1目1節について、質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（武藤哲志委員） 7款1項1目1節、2節、3節、4節、5節、質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（武藤哲志委員） 7款2項1目1節、質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（武藤哲志委員） 8款1項1目、2目の1節、質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（武藤哲志委員） 9款1項1目、2目、1節について、質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（武藤哲志委員） 9款2項1目、2目、3目、4目、5目の各1節、質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（武藤哲志委員） それでは、ただいま国民健康保険の歳入歳出、給与について、全般についての質疑がありましたら許可します。

福廣委員。

委員（福廣和美委員） 戻る形で申しわけないんですけども、項目からいえば、一般被保険者高額療養費がありますけども、2款の。これは要するに市民の中でこれの貸付制度というのが、高額療養費の、ありますよね。こういったことへの認知度、実際こういう場面に当たらないとわからないとは思うんですけども、いわゆる知らないがために非常に、どう言いますか、それを払うまで入院して出られないとか、そういったことを思っている方が多いのではないかと、いうふうに思うんですね。そういった面での市民のいわゆる認知度をどれくらいあるのかなという、結構やっぱり知らないの方が現状多いのではないかと。ですから、それはもちろん最初

からその部分は手続を市民がしなくても、できる体制があればいいんですけども、知っとかなければそれを手続もできないということが多いと思いますが、その点いかがでございましょう。

委員長（武藤哲志委員） 国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） 高額療養費の貸し付けにつきましては、広報など、また窓口などでも啓発をしておりますけれども、病院の窓口でそういった指導をしていただいているようです。今後もやはりそういった制度の周知には努力をしていきたいと思っております。

委員長（武藤哲志委員） ほかに。

山路委員。

委員（山路一恵委員） 平成18年度から人間ドックが廃止をされてますよね。それで、病気を早期発見して医療費を抑制するというのも一つの考え方としてあると思うんですけど、廃止をされた理由と伺いますか、考え方について伺っておきたいと思っております。

委員長（武藤哲志委員） 国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） 人間ドックにつきましては、今保健センターで実施されております基本健診、これがかなり充実してまいりまして、基本的な健診としてはそんなに遜色がない形になっております。それと、一つは予算的に150人という限られた範囲での人間ドックになりますので、かねて国保運営協議会の中でも、ごく一部の方に対するサービスについての疑問も出ておりましたので、総合的に判断しまして、人間ドックは平成18年度から廃止、それにかわりまして、保健事業を充実させていくことに重点を置くための予算配分とさせていただいております。それは、保健師を1人増員という形で今後充実をさせていきたいというふうに考えております。

委員長（武藤哲志委員） 福廣委員。

委員（福廣和美委員） 先ほどの再質問で申しわけないですけど、それは病院によっては使用できないということはないですね。そういうのは、その手続をするときに、病院名からそういった登録があるかないかを担当の方で調べられると思うんですよ。ですから、もしかして病院によってはそれが適用できない病院もあるのかなと。わざわざその登録してあるかどうか、調べる必要ないわけですよ。その病院さえわかればできるわけですから、いや、なければいいんですよ。

委員長（武藤哲志委員） 国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） 高額療養費の貸し付けは、別に病院は指定とかはありません。該当すれば9割の貸し付けということで行っております。

委員長（武藤哲志委員） 福廣委員。

委員（福廣和美委員） ということは、別に病院調べる必要ないわけですよ。通っているところだけが、そこに行ってる所だけわかれば、その病院が市の方に登録してあるとか、そういった表とかそういうものは実際は見る必要ないんでしょう。それは見られますよね。ちゃんと病

院の先生から、病院名から。

委員長（武藤哲志委員） 国保年金課長、今福廣委員から質疑があっている部分について、大きな病院じゃないと高額療養の貸付制度は該当しないと思うんですよ、今。だから、県外の場合はどうかとか、県内の病院の場合、大きな福岡大学病院だとか、九州大学病院だとか、済生会については大きな病院で手術すればあれでしょうけど、個人病院で貸し付けをするというような部分というのは余りないと思うんですが、その辺を今福廣委員が質問しておりますので、回答下さい。

国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） 確かに通院で高額に該当するということは、事例的にはそうないと思います。高額医療費に該当するという場合は、おおむね入院とかのケースが多いと思います。病院によって、指定病院とかはありませんので、いかなる病院であっても高額に該当すれば貸し付けを受けられます。

委員長（武藤哲志委員） それと関連がありますが、先ほども各課長からあっておりまして、今年税制の改正が行われてますよね。それで、年金控除、配偶者特別控除、それから定率減税の廃止、こういう状況ですが、まず国民健康保険税はそのまま応能応益の関係ですが、ある一定控除がなくなった分、健康保険税が上がるということでは、担当の税務課の方としてどのくらい上がるのか、計算をされておりますか。

税務課長。

税務課長（古野洋敏） 状況によって違うと思いますが、基本的に二、三万円程度は、その状況によって違うと思いますが、やはり少なければ1万円とか、3万円とかという形の中で、ある程度の所得に応じてなってきますので、国民健康保険税も年間にするとやはり平均して3万円程度は上がってくるような状況になるというふうに考えているところでございます。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） 今後、担当課の方に、介護保険料が引き上がったたり、国民健康保険税が引き上がったたり、特に新聞の投書欄見ると、年金生活者が課税になったという形で再三の投書なんかがあって、今後窓口には相当そういう問い合わせなんか来ると思うんだけど、そういう対応ができますかね、今でさえ忙しいようなんですが。

税務課長。

税務課長（古野洋敏） 国民健康保険税も所得によっては7割軽減とかという形の中で、所得によっては軽減措置というのがございます。現実的に、3割から4割程度はそういう軽減措置を適用されて税を納めているという状況がございますので、市としても、その辺の相談があればそういう形の中でいろいろ相談に乗っていきたいというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第45号「平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

委員長(武藤哲志委員) 全員挙手です。

したがいまして、議案第45号「平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時43分

委員長(武藤哲志委員) 以上、本会議において報告します。

~~~~~

日程第3 議案第46号 平成18年度太宰府市老人保健特別会計予算について

委員長(武藤哲志委員) 次に、日程第3、議案第46号「平成18年度太宰府市老人保健特別会計予算について」を議題とします。

お諮りします。

審査の都合上、歳出から進めたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 異議なしと認めます。

直ちに審査に入ります。

296ページをお開きください。

まず、審査資料51ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出全般がありますので、51ページ、老人保健の対象、老人医療の対象の推移ですが、現在のところ、年間平均対象者、平成14年度、平成15年度、平成16年度と出していただいているんですが、逆に平成14年度が7,349人、そして平成15年度が7,185人、平成16年度が老人医療の対象者が6,899人と、こういう状況で減少傾向になっております。

それでは、296ページ、歳出の1款1項1目2節から13節まで、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 2款1項1目、2目の20節、12節については質疑ありませんか。

渡邊委員。

委員(渡邊美穂委員) 済みません。この医療費なんですけれども、医療対象者の人数はこれ年齢の引き上げによって減っているんですが、医療費がまた大幅に増額しているこの算定根拠というのは一体どのように考えておられるのでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） 国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） 平成16年度の当初予算につきましては、一応枠配分という形の中で予算編成しておりますので、実質的な医療費につきましては、平成16年度と平成17年度は微増という形で、そんなに増えてはおりません。対象者が減少しておりますが、少し微増という形になっております。予算が7億7,000万円増加しておりますのは、予算的に今年は施策評価ということで予算配分いただきましたので、実態に見合う形の予算を計上することができました。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、3款1項1目23節、4款1項1目、2目の23節について、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 4款2項1目28節、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 5款1項1目についての質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それから、300ページに給与明細がありますが、これに対する質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、歳入の審査に入ります。

まず、1款1項1目1節、2節についての質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 2項の1節、2節について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 2款1項1目の1節、2節について、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 3款1項1目1節、2節についての質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 4款1項1目1節について、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 5款1項1目1節について、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 6款1項1目、2目の1節について、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 6款2項1目についての1節、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 6款3項1目、2目、3目の各1節について、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、再度歳入歳出についての質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第46号「平成18年度太宰府市老人保健特別会計予算について」、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

委員長（武藤哲志委員） 全員挙手です。

したがいまして、議案第46号「平成18年度太宰府市老人保健特別会計予算について」は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時50分

委員長（武藤哲志委員） 以上、本会議において報告します。

~~~~~

日程第4 議案第47号 平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について

委員長（武藤哲志委員） 次に、日程第4、議案第47号「平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」を議題とします。

お諮りします。

審査の都合上、歳出から進めたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 異議なしと認めます。

直ちに審査に入ります。

320ページ、審査資料の52、53ページをお開きいただきたいと思います。

現在、太宰府市の介護保険料の階層別人員と滞納状況ですが、また介護階層の要支援から要介護5、これは変更は今後なるようですが、現在のところ、介護保険料の階層別として、第1段階、第2段階と階層の部分で一番所得の少ない階層としては160人、太宰府市では第3段階が4,052人、第5段階が1,933人ということです。

滞納状況としては、無年金者というか、そういう状況です。年金の受給者については、年金

から天引きをされていますが、現在のところ介護保険が始まって、平成12年度から平成16年度の部分として、平成16年度は491万2,460円、こういう形で報告をされています。

それから、介護階層別の要支援から要介護5までの対象者として、平成17年2月と平成18年2月時点での増減関係ですが、要支援はマイナス13人です。それから、要介護5は逆に43人のプラスで310人、総数としては2,241人で、増減として146人の増になっております。

それで、平成16年度の6,899人の老人医療対象者数の中での部分を見ますと、数字が出てくると思います。

それでは、320ページの1款1項1目2節から19節、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 2目の19節、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 1款2項の13節まで質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 1款3項1目4節から19節まで質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 2目の4節から13節まで質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 4項1目11節、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 5項1目1節、19節、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 2款1項1目、2目の19節、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 3目、4目、5目、6目、7目、8目、9目の各19節について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 10目の19節について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 2款2項1目から5目までの各19節について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 同じく2款2項の6目から8目の19節について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 2款3項1目12節、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 2款4項1目の19節、質疑ありませんか。



(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 2款4項2目の19節、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 2款5項の1目、2目、3目、4目の各19節について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 3款1項19節、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 4款1項1目、2目の11節から14節まで、質疑ありませんか。

片井委員。

委員(片井智鶴枝委員) 済みません。予算書の335ページの委託料の中で、運動機能向上事業委託料262万8,000円と上がっているんですけども、この運動機能向上事業というのはどういったことでしょうか、具体的に。

委員長(武藤哲志委員) すこやか長寿課長。

すこやか長寿課長(有岡輝二) この点につきましては、こういった専門の業者がおりまして、そちらの方に委託するように予定はしております。それで、大体これ、介護予防一般高齢者施策ということでございまして、一般高齢者をできるだけ、今の健康状態といいますか、それをできるだけ持続していただけるような形の運動器ということになりまして、まだちょっとその運動器具そのものについては把握しておりません。中身については具体的に承知しておりません。

委員長(武藤哲志委員) 福廣委員。

委員(福廣和美委員) 済みませんね。介護予防、後からしようと思っていたんですけど、今出ましたので。

介護予防で、先ほど予算審査の中で、年齢、人口別の表をもらいましたけども、今介護予防対象年齢は大体幾つぐらいを対象にした考え方を持ってありますか。

委員長(武藤哲志委員) すこやか長寿課長。

すこやか長寿課長(有岡輝二) 大体対象高齢者が1万2,000人ちょっとありますけれども、その大体5%というところで予定しております。ですから、大体600人程度を一応見込んでおります。

委員長(武藤哲志委員) 福廣委員。

委員(福廣和美委員) それで、今から5年、10年たつと、対象が物すごく増えるわけですよ。いわゆる今の高齢者と言われる方々と、今の我々の年代からすると、体力が相当違う。そういう面からしたときに、将来の予想というのはなかなか難しいとは思いますが、非常に危うい状況になってくる可能性というのは強いと思うんですね。そうすると、この介護予防費だけでも莫大なことになるのではないかという面からしたら、今介護予防に相当お金を使って

も、私はいいのではないかというふうに思うんですよ。ここに力を入れたところが将来のこの市町村といえますか、地方自治、ここに勝つような気もするわけですよ。そうしないと、ちょうど我々は戦後の一番、この表の中で人口が多いところにおるわけですよ。それがいわゆる団塊の世代が今から退職をしていくという年代ですけども、ここがこの介護、使うか使わないか、これによって相当その市の運営というのは変わってくると思うんですよ。

そうすると、その年代にいかに、今の高齢者ももちろん介護予防ということで必要ですけども、その前の段階の世代にいかにそういったことが大事かということのを植えつける、この作業をめんどくさいかわからんけども、やっていくということが、私は将来に対するこの介護がどうなるのかにかかってくると思うんですが、その点いかがでしょうか。それは個人の、一人ひとりの予防と言われればそれまでやけども、そういったことの説明をしていくべきではないかなと思いますが、いかがでございましょうか。

委員長（武藤哲志委員） ここで13時まで休憩します。

休憩 午後0時00分

~~~~~

再開 午後1時00分

委員長（武藤哲志委員） それでは、再開します。

午前中に福廣委員から質疑があった部分について、すこやか長寿課長の答弁を求めます。

すこやか長寿課長。

すこやか長寿課長（有岡輝二） ただいまの福廣委員さんのご質問につきましては、私ども担当としましては、非常にごもつともだと思います。私どもも十分その辺は感じておりますけれども、この平成18年度から始まります介護予防事業につきましては、一応国が示しております予算の使い方について、一応の制約がございます。その予算の枠内でできるだけそういった効果を上げていこうというようなことでもございますので、とりあえず平成18年度についてはこの地域支援事業は2%、介護給付費の2%の範囲内でこういった介護予防事業とか、包括的支援事業とか、任意事業とかをやりなさいという指導がっておりますので、最終的に平成19、20年度で3%という一応の制約があります。そういったこともありまして、福廣委員さんが言われることはよくわかりますけれども、今予算に上げさせてもらっております中身で、当然私ども介護保険だけではすこやか長寿課だけでは対応できるものでもありませんので、そういった意味では保健センターあるいは国保年金課、また広い意味では社会教育課のいろんな事業、活動等とも、もちろんまた社会福祉協議会とも十分連携を取りながら、言われるようなそういう介護予防事業、広い意味での介護予防事業に、今私どもでできる範囲の努力はしていきたいと思っております。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） 福廣委員。

委員（福廣和美委員） 課長が言われるのも私はよくわかるんですけども、今の課長のそこには

今のままでは十分ではないと思うと、そう課長も思っているんじゃないかと推測はしますが、違っとれば申しわけないけども、いわゆる今まで一般質問でも清水議員がこの介護予防、特に長野県あたりの例を引いて、こうしたらどうだろうかという要望を今までしてきております。そういった意味からも、太宰府としてこの点特にやはり、この人口の推移というのは別に太宰府だけが団塊の世代があるわけじゃありませんから、全国的にそうなんですけども、やはりこういった面に力を入れてこそ、今後の高齢化に対する対策の一つ、重大な一つになるというふうに、多分自分も介護保険にお世話になると思うんですよ、それまで生きとけば。わかりませんが、多分今の健康状態からすると、何かそうなりそうな気もいたしますけども、そうならんように我々努力せないかんというふうに思っておりますけども、まだ元気な人は全くそういう気持ちはないと思うんですね。私は半分、病院ばかり行っておりますから、特にそう思いますけど、本当に今そういったことに全く関係のない健康な団塊の世代も、まさか自分がそうなるというふうには思っていないと思うんですよ。しかし、そういう今年齢である人たちがこの介護保険にお世話にもしなり始めたら、やはりこの予算からしても、随分大変なことになるのではないかと思いますので、事前予防としてやはりここに力を入れるべきと。また今後、この問題につきましては、別の機会でもまた主張はしてまいりますけども、ぜひその点は要望をして、今日は終わりたいと思います。

委員長（武藤哲志委員） それでは、4款1項2目の4節から14節、今質疑を行いました、ほかに委員から質疑ありますか。

渡邊委員。

委員（渡邊美穂委員） 地域包括支援センターのことでお伺いしますが、この委託料出てますけど、具体的にその委託先を教えてくださいということと、その所在地、それから今後市民に対して、この地域包括支援センターの内容、業務内容とかそういったことの周知をどのような方法で考えておられるのか、また地域包括支援センターの指導方法等もどのように考えておられるのかをお聞かせください。

委員長（武藤哲志委員） すこやか長寿課長。

すこやか長寿課長（有岡輝二） 地域包括支援センターにつきましては、本市の場合は委託でということ考えております。それで、市内をまず中学校区ごとの生活圏域を設定しなさいというふうな指導もありまして、本市では中学校区を一つの生活圏域というふうにとらえておまして、その2つを1つの地域包括支援センターに委託するというので、全体的に市全体では2か所の地域包括支援センターということになると思います。

その1つは、まず社会福祉法人の梅香福祉会、高雄にありますサンホームとか、サンケアとか、特別養護老人ホームとかやっておりますそちらの方でございます。それともう一つは、医療法人の悠水会、水城病院さんですね、そちらの方に予定しております。

これの周知方法等につきましては、もちろんまた介護保険の方のパンフレットもつくりますし、また今現在のケアマネージャーさんの連絡会議等が定期的にあっております。そういった

ところでのケアマネージャーさんを通じての周知とか、一般的にはまたもちろん広報等も含めてお知らせしていきたいと思っています。

それで、また具体的には、この地域包括支援センターに関しましては、このすこやか長寿課、また保健センターと連携を取りながら、この地域包括支援センターの職員さんと常時定期的な、定期的なそういう情報交換なりをしていく必要があるかと思っておりますので、そういう意味では県の直接の研修もこの地域包括支援センター職員に対してはあっておりますけれども、市独自ではそういったケアマネージャーさん、事業所との連絡会議あるいはそういった関係課とも共同して地域包括支援センターと情報を密にしながら、こういった介護予防事業が円滑に運営されていくような形の指導をやっていく必要があるかと思っております。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） ほかには。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは進みます。

4款2項の1目、2目の1節から15節、11節から20節まで質疑ありませんか。

福廣委員。

委員（福廣和美委員） これ4款2項19節の住宅改修支援事業補助金は、いわゆる今まで高齢者の住宅でやとったあの分ですか、この19万2,000円というのは。

委員長（武藤哲志委員） すこやか長寿課長。

すこやか長寿課長（有岡輝二） これはすこやか長寿課のすこやか長寿係の方で、一般高齢者の中でやっておりますこういった住宅改修支援をするための費用としまして、1人頭2,000円のプランの作成料、それがこの住宅改修支援事業ということでここに予算化しております。

委員長（武藤哲志委員） 福廣委員。

委員（福廣和美委員） そしたらちょっと申しわけないけどさ、この本体はどこに載っとうかいな。住宅改修支援事業、これは介護じゃないのかな。介護ですよ。

委員長（武藤哲志委員） すこやか長寿課長。

すこやか長寿課長（有岡輝二） 予算はこちらの方で、介護保険の特別会計の方に予算化しておりますけれども、実際の事務としましては、すこやか長寿係の方でやっておるということでございます。同じ課内ではありますけれども、担当はそういうことで分けております。

委員長（武藤哲志委員） それでは進みます。

5款1項1目25節、6款1項1目23節、7款1項1目、8款1項1目、2目の23節について、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、340ページの給与については前年と変わりません。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、342ページの債務負担行為、2項目、認定審査会支援システム賃借料、それから地域包括的支援システム賃借料の債務負担行為が平成18年度から平成21年度、平成19年度から平成22年度です。これに対する質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、344ページの地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書の、財政安定化基金借入金の前々年度末現在高として1億3,714万4,000円、そして当該年度の現在高として1億1,370万3,000円が調書として提出されております。これに対する質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、歳入の審査に入ります。

1款1項1目1節、2節、3節について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 2款1項1目の1節、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 3款1項1目1節、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 3款2項1目、2目、3目、4目、各1節について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 4款1項1目、2目の1節、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 5款1項1目1節、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 5款2項1目、2目、各1節、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 6款1項1目1節、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 7款1項1目、2目、3目、各1節、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 7款1項4目1節、2節についての質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 8款1項1目1節、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 9款1項1目1節、質疑ありませんか。

山路委員。

委員（山路一恵委員） ちょっと滞納のことでお伺いしたいんですけども、資料でも52ページで出していただいているように、年々件数としてはかなり伸びがあるんですね。介護保険料は年金からの自動引き落としですから、引き落としができない状況なのかなというふうに思うんですけど、この183件の特徴をわかれば教えてください。

委員長（武藤哲志委員） 納税課長。

納税課長（児島春海） ここで平成15年度と平成16年度が特に多いようになっておりますけど、これは基本的に時効の関係でございます。それで、介護保険はなかなか全体的にすべてが賛成という方も出ないということもあります。この介護保険に批判的な方もおられますし、私もこれ料でございますので、なかなか税のようなやり方ができないという問題もございます。そこら辺のところ、非常に苦慮しているということも事実でございます。

委員長（武藤哲志委員） 山路委員。

委員（山路一恵委員） 徴収の方はそれは大変だというのはよくわかるんですけど、それで滞納がたしか1年だったと思いますけど、続けば介護サービス受けられなくなりますよね。そういう方は実際のところ、今何人ぐらいいらっしゃるのか、数字がわかれば教えてください。

委員長（武藤哲志委員） すこやか長寿課長。

すこやか長寿課長（有岡輝二） この対象者につきまして、特別徴収は実際はすべて完納でございますので、普通徴収の対象の方がということになりますけれども、今お尋ねの細かい数字につきましては、ちょっとここで資料持ち合わせておりませんので、後ほど報告させていただければと思います。

委員長（武藤哲志委員） まず、資料でいただいております52ページですね、今委員から質疑がっておりますが、平成12年度が2名おられて7,600円と、平成13年度は29人、平成14年度が34人、平成15年度が150人、年々ちょっと増加傾向ですが、これは私が当初説明したときに、特別徴収できないというか、年金の給付日に年金額から天引きされる人は問題ないと思うんですが、無年金者というか、25年の資格がない、福祉年金も該当しないという、こういう部分の滞納状況ということで受けとめていいでしょうか。

納税課長。

納税課長（児島春海） すべてそうではないと思いますが、最初の初年度に、介護保険がかかるときですかね、年金が最初に支給されるとき、これ最初から自動引き落としじゃないんですよ。半年後から自動引き落としになりますので、そこら辺の方の未納というようなことも一部ございます。基本的には、特別徴収で年金からは全額引かれますので、その方に対してはすべて滞納はございません。ただし、一部途中から自動引き落としする前は納付書で納めてもらう、その方たちは一部滞納になっている分もございます。

委員長（武藤哲志委員） そうすると、納税課長、40歳から介護保険料の支払い義務が出てきて、社会保険じゃない人は国民健康保険で保険税と介護保険料と両方あるんですが、この滞納

がこの中に入っているというふうに見ていただいてもいい、それはまた違うんですか。対象者だけを出してきてるんですか。

その辺ありますので、じゃあ納税課長。

納税課長（児島春海） 審査資料の50ページのところでございますけれども、その分で国保の40歳から以上の方の滞納者がここに上がっております。

委員長（武藤哲志委員） 今、納税課長から説明受けて、50ページの方の国民健康保険の40歳以上の部分の介護保険料がこちらの方で、それから今質疑があつて部分についての52ページは、65歳以上ですかね、65歳以上の滞納者というふうに説明がありました。

それでは進みます。

7款1項の4目、8款1項の1目まで行っておりました。それじゃ9款1項1目1節、9款2項の1目1節、9款3項1目、2目、3目の各1節について、質疑ありませんか。

（「先ほどの山路委員の質疑に対する回答がおかしいのではないでしょうか」と呼ぶ者あり）

もうちょっと待っていただけませんか、総括的な部分、許可しますので。

それでは、318ページの廃款市債は財政安定化借入金については廃目です。

それで、まず歳入の関係では、申しわけございませんが、308ページをお開きいただきたいと思えます。

地域包括的支援システム賃借料が平成19年度から平成22年度まで1,428万円、この債務負担行為が計上されております。これに対する質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、歳入全般について質疑漏れがありましたら、質疑を行ってください。

福廣委員。

委員（福廣和美委員） わかってないのは私だけかもわからないので申しわけない。今この52ページに滞納で件数が183件、平成16年度ですね。平成17年度は出ていませんけど、これは、要するに年金受給者の方が対象での今滞納状況であるというご説明がありましたよね。違うと。いや、それ以外は50ページに入ってるでしょう。そうやね。そういう説明でしたよね、今。違うかいな、私の理解がおかしいのかな。

委員長（武藤哲志委員） 再度福廣委員からの質問に対して回答を求めます。

納税課長。

納税課長（児島春海） ちょっと説明が仕方が悪かったかもしれませんが、この52ページに残ってる部分は65歳以上の方の主に年金受給者以外の方の分です。年金受給者も一部、これ先ほど言いましたように……。

委員長（武藤哲志委員） 福廣委員。

委員（福廣和美委員） いや、わかった、わかりました。

委員長（武藤哲志委員） 納税課長。

納税課長（児島春海） だから、その分につきましては、基本的に年金の少額もしくは普通徴収の方でございます。

委員長（武藤哲志委員） 福廣委員。

委員（福廣和美委員） わかりました。それで、いわゆるさっき、山路委員はわかっとうかもわからんけど、要するに滞納者で、今現実に介護を受けようと思っても受けられない人はいないということね、被保険者の中で。

委員長（武藤哲志委員） すこやか長寿課長。

すこやか長寿課長（有岡輝二） いや、例えば今福廣委員さんおっしゃるような形になるとすれば、その時点で滞納分を支払ってもらおうと、介護保険料の滞納分がもしあったとした場合にです。

委員長（武藤哲志委員） 福廣委員。

委員（福廣和美委員） いや、それはわかる。

委員長（武藤哲志委員） すこやか長寿課長。

すこやか長寿課長（有岡輝二） ですから、先ほどの山路委員さんの点については、今ちょっと調べよりますけれども、多分この滞納分の中で、実際はそういう今のこの滞納してある人は、とりあえず介護サービスを受ける必要がないと。滞納はしてるけど、そういう状態の方かなと思います。今はちょっとそこの中身は……。

委員長（武藤哲志委員） 福廣委員。

委員（福廣和美委員） それはそうでしょう。だから、今調べようわけね。

委員長（武藤哲志委員） すこやか長寿課長。

すこやか長寿課長（有岡輝二） 一応今調査しよりますので。

委員長（武藤哲志委員） 福廣委員。

委員（福廣和美委員） それすぐわかる。わからんちゃろ。

委員長（武藤哲志委員） すこやか長寿課長。

すこやか長寿課長（有岡輝二） すぐ出るかどうかも含めて今ちょっと。

委員長（武藤哲志委員） ちょっとお諮りします。もう予算委員会終わりますからね、だから…
…。

福廣委員。

委員（福廣和美委員） 山路委員と僕が質問ですから、後日でも結構ですから、環境厚生常任委員会に報告してください。

いや、もういいじゃないですか。もういいとでしょう。

ならもうやめとこうか。

委員長（武藤哲志委員） いいですか。今質問して資料が欲しいとか、そういう実態追って持ってくると、本日で委員会終わりますから、後日配付という形でいいですね。

福廣委員。

委員（福廣和美委員） 結構です。

委員長（武藤哲志委員） そうしないと、委員会中ならば待つことはできるでしょうけど、委員会終わった後に資料を全員に配付をするということになりますけど、いいですか。

山路委員。

委員（山路一恵委員） 仕方ないですよ。今……。

委員長（武藤哲志委員） 納税課長。

納税課長（児島春海） 私の方からちょっと答えます。

介護保険で、滞納者で、サービスを受けられてないということはありません。私の方でそれをするというようなことをしてる件数は1件もありません。

委員長（武藤哲志委員） よろしいですか。

すこやか長寿課長。

すこやか長寿課長（有岡輝二） 先ほどの山路委員さんの質問を一応確認してきましたところ、とりあえずは該当する方はゼロです。ありません。ただ、この新しい保険制度が4月以降始まりまして、該当する人が出てくる可能性がゼロとは言えません。今段階ではゼロということでございます。

委員長（武藤哲志委員） いいですか。それじゃもう資料も出ませんから。

それでは、歳入の審査を終わります。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「その前にちょっと」と呼ぶ者あり）

その前にちょっとって終わってますから。終わって今……

（「総括的に」と呼ぶ者あり）

総括的、今したでしょう。

それでは、討論の要求があつとりますので、討論を許可します。

山路委員。

委員（山路一恵委員） 介護保険については、平成18年度が大幅な見直しということで、昨年10月、それから今年の4月に制度が変わって、やっぱり高齢者と家族に対する負担というのが物すごく大きくなるんですね。それは税制改正なども含めたところで、保険料の値上がりというものもありますけれども、そういう高齢者、利用者に負担を負わせて、国がその分の補助金なり交付金を減らしてきてるといふ、そういう制度の大きなところでの問題点というものもやっぱりありますし、法のとおりにはやらなければいけないというのは確かにあるんですけども、介護保険制度については私は反対ですので、予算についても反対をいたします。

委員長（武藤哲志委員） ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第47号「平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

(大多数挙手)

委員長(武藤哲志委員) 大多数挙手です。

したがいまして、議案第47号「平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

原案可決 賛成18名、反対1名 午後1時26分

委員長(武藤哲志委員) 以上、本会議において報告します。

~~~~~

日程第5 議案第48号 平成18年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

委員長(武藤哲志委員) 次に、日程第5、議案第48号「平成18年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」を議題とします。

お諮りします。

審査の都合上、歳出から進めていきたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 異議なしと認めます。

直ちに審査に入ります。

354ページ、まず1款1項1目9節、11節、12節、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 2款1項1目、2目23節、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 3款1項1目の25節について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、次のページの356ページをお開きいただきたいと思います。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書が出されております。3項目、国庫貸付事業、県費貸付事業、市単独事業、合計の前々年度末現在高は7,728万4,000円、当該年度末現在高見込額としては3,613万9,000円です。これに対する質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、歳入の審査に入ります。

1 款 1 項 1 目 1 節について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 2 款 1 項 1 目について、1 節、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 3 款 1 項 1 目 1 節、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 3 款 2 項 1 目 1 節について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 4 款 1 項 1 目 1 節について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 5 款 1 項 1 目について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 5 款 1 項 2 目についての質疑、各 1 節から 4 節までの質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 5 款 1 項 5 目の 1 節から 4 節までの質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 同じく 4 目の 1 節から 4 節までの質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 5 目の 1 節についての質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、再度歳入歳出全般についての質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 採決を行います。

議案第48号「平成18年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

委員長(武藤哲志委員) 全員挙手です。

したがいまして、議案第48号「平成18年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時29分

委員長（武藤哲志委員） 以上、本会議において報告いたします。

~~~~~

日程第6 議案第49号 平成18年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計予算について
委員長（武藤哲志委員） 次に、日程第6、議案第49号「平成18年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計予算について」を議題とします。

お諮りします。

審査の都合上、歳入歳出一括して進めたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 異議なしと認めます。

直ちに審査に入ります。

360ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、歳入の1款1項一般会計の繰入金、まず一般会計予算の、皆さん、175ページをお開きいただきたいと思います。

175ページ、8款4項2目公園事業の公園新設関係費ですが、ここで繰出金として、公共用地先行取得事業特別会計繰出金として7,982万8,000円がここで繰出金として計上されております。その金額が、まず歳出の1款の合計額として元利合計額の数字となっております。これに基づく歳入歳出という一般会計の繰り入れと支出の部分です。説明があっておりました高雄公園の先行用地という状況になります。

全般的に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、362ページをお開きいただきたいと思います。

ここで、公共用地先行取得事業債として、前々年度末現在高、前年度末現在高見込額それから今年度末現在高見込額の部分が報告されております。前々年度2億3,692万5,000円、今年度末は7,897万5,000円です。これに対する質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、全般的に再度質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第49号「平成18年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計予算について」、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

委員長 (武藤哲志委員) 全員挙手です。

したがいまして、議案第49号「平成18年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計予算について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時33分

委員長 (武藤哲志委員) 以上、本会議において報告します。

~~~~~

日程第7 議案第50号 平成18年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計予算について

委員長 ( 武藤哲志委員 ) 次に、日程第7、議案第50号「平成18年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計予算について」を議題とします。

お諮りします。

審査の都合上、歳出から進めたいと思いますが、これに異議ありませんか。

( 「異議なし」と呼ぶ者あり )

委員長 ( 武藤哲志委員 ) 異議なしと認めます。

直ちに審査に入ります。

370ページをお開きください。

1款1項1目4節から19節まで、質疑ありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

委員長 ( 武藤哲志委員 ) 1款2項の1目1節から9節までの質疑ありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

委員長 ( 武藤哲志委員 ) それでは、2款1項についての質疑ありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

委員長 ( 武藤哲志委員 ) それでは、374ページ、給与明細についての質疑ありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

委員長 ( 武藤哲志委員 ) それでは、歳入の審査に入ります。

1款1項1目1節について、質疑ありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

委員長 ( 武藤哲志委員 ) 2款1項1目1節について、質疑ありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

委員長 ( 武藤哲志委員 ) 3款1項1目についての質疑ありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

委員長 ( 武藤哲志委員 ) それでは、再度歳入歳出全般についての質疑ありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

委員長 ( 武藤哲志委員 ) それでは、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 採決を行います。

議案第50号「平成18年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計予算について」、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

委員長(武藤哲志委員) 全員挙手です。

したがって、議案第50号「平成18年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計予算について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時35分

委員長(武藤哲志委員) 以上、本会議において報告いたします。

ここで委員にお諮りします。

あと水道事業会計とそれから下水道事業会計の審査になったわけですが、関係部だけを残して審査に入るか、このまま行うかを皆さんにちょっとお伺いしますが。

(「関係部だけでいいのではないですか」と呼ぶ者あり)

今、委員から関係部だけだということ意見が出とりますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、ここで45分まで休憩します。

関係部課のみ残っていただき、ほかは勤務についていただきますようお願いいたします。

休憩 午後1時36分

~~~~~

再開 午後1時45分

委員長(武藤哲志委員) 予算委員会を再開いたします。

~~~~~

日程第8 議案第51号 平成18年度太宰府市水道事業会計予算について

委員長(武藤哲志委員) 次に、日程第8、議案第51号「平成18年度太宰府市水道事業会計予算について」を議題といたします。

まず、1ページ及び2ページから審査に入りたいと思います。

まず、会計予算の第1条、それから第2条、第3条、第4条と業務の予定量、太宰府市の水道事業については市長の提案理由の説明がございましたが、給水戸数、それから収益的収入及び支出、資本金収入及び支出について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、第5条関係の企業債について、今年度の限度額が出され、利率は4%以内というふうに、償還の方法は繰上償還ができるようになっております。それから、一時借入金についてが第6条、そして第7条、第8条、こういう形で提案されておま

す。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、これに基づく収益的収入、支出の明細書が4ページ、5ページにあります。同じく6ページ、7ページです。8ページ、9ページです。10ページです。そして、資本的収入及び支出が11ページです。12、13ページというふうに明細書が出されています。これに対する質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、14ページをお開きいただきたいと思います。

平成18年度の水道事業会計資金計画書が提出されております。受入資金と支払資金、それから次年度繰越現金として計上されております。これに対する質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、給与明細書についての質疑ありませんか。

福廣委員。

委員(福廣和美委員) 支出の中で、5ページの薬品費の中に活性炭が入っていませんよね。これは何年かに1回、活性炭は入れかえるようになっていっていると思うんですが、次の入れかえ時期はいつになりますかね。

委員長(武藤哲志委員) 施設課長。

施設課長(轟 満) ご質問のとおり、浄水場の活性炭、これは活性炭吸着槽といいまして、鋼板製でできたその中に活性炭を入れております。この部分を取りかえる場合は委託料の方で組んでおります。

委員長(武藤哲志委員) 福廣委員。

委員(福廣和美委員) 委託料の方でね。

委員長(武藤哲志委員) 施設課長。

施設課長(轟 満) 薬品費じゃなくてですね。実際、松川それと大佐野両浄水場にそういう装置がありますが、平成18年度については計上しておりません。大体2年から3年、取りかえ時期についてはそれを目安にしておりますが、実際の取りかえについては、活性炭自体の効果あたりを事前に調べさせて予算計上するように考えております。

委員長(武藤哲志委員) 福廣委員。

委員(福廣和美委員) 本予算には入ってないわけね、今回は。

委員長(武藤哲志委員) 施設課長。

施設課長(轟 満) 入っておりません。

委員長(武藤哲志委員) 福廣委員。

委員(福廣和美委員) 入ってないですね、はいはい、結構です。

委員長(武藤哲志委員) それでは、15ページの給与については前年と同じように14名という形で報告されております。これに対する給与部分について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、19ページの債務負担行為について、企業会計システム機器賃借料について、平成22年度までの限度額として115万7,000円が計上されております。これに対する質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、20ページ、21ページの平成17年度水道事業予定貸借対照表と損益計算書、それから平成18年度水道事業予定貸借対照表が22ページにあります。これに対する質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、再度全般的な質疑があったら許可します。

片井委員。

委員(片井智鶴枝委員) 今、水道は少し水余りの状態ではないかと思うんですけども、これから人口の増加が予測されますが、まだ今の状況で対応はできるかどうか、そこら辺の予測をお願いします。

委員長(武藤哲志委員) 上下水道課長。

上下水道課長(宮原勝美) ただいま平成18年度の施設能力としまして、1万9,800<sup>m</sup><sup>3</sup>、これは1日でございます。これは海水淡水化施設まで入れました分での施設能力でございます。

今後につきまして、新聞報道でもあっておりますように、まず大山ダムが平成19年度の予定でしたのが平成24年度完成に延びました。平成25年度から供給開始される予定です。それと、最新の情報によりますと、五ヶ山ダムが平成22年度の予定でございましたけど、平成29年度完成、平成30年度供給というふうに最近変更されております。ですから、今の1万9,800<sup>m</sup><sup>3</sup>が篠栗町から900<sup>m</sup><sup>3</sup>応援給水をいただいておりますのが平成18年度で終了いたします。平成19年度から1万9,000<sup>m</sup><sup>3</sup>で、平成24年度までその施設能力で経営していくことになります。

今の給水人口の伸びからしまして、平成18年度、大原団地が平成17年度工事が終わりましたので、150戸新しく加入していただきます。平成19年度は菅谷団地が平成18年度工事を行いますので、約65戸ぐらいが加入されます。あと平成20年度、平成21年度あたりで予定しているのが、通古賀と吉松の区画整理、これが進捗しまして、徐々に加入していただくというところで予定しています。

結論から申し上げますと、平成25年度の大山ダムの供給開始までの間、そうまで水余り現象は生じないものと思っております。ですから、大山ダムが来ましたら、少し長くなりますけど、大山ダムが4,700<sup>m</sup><sup>3</sup>でございますけど、大山ダムが来ましたら、今の筑後川の江川、寺内ダムの日量3,200<sup>m</sup><sup>3</sup>が利水安全度をかけたところでの75%に落とされます。ですから、2,400<sup>m</sup><sup>3</sup>に落ちます。それと、先ほど言いました篠栗町が900<sup>m</sup><sup>3</sup>落ちますので、4,700<sup>m</sup><sup>3</sup>来ました時点で実質は3,000<sup>m</sup><sup>3</sup>増加するという予定でございます。

以上でございます。



委員長（武藤哲志委員） ほかに。

安部委員。

委員（安部 陽委員） 先ほど福廣委員から薬品の問題が出ておりましたが、特に松川ダム、これかなり住宅建ち込んでおりますけど、次の下水道との絡みもありますが、そこに対する水質がかなり悪くなってきているんじゃないかならうかと思えますけど、下水道工事の問題もありますが、現在の下水道との絡みですね。結局、汚水が入らないような措置を現在してあるのか、その件です。

委員長（武藤哲志委員） 施設課長。

施設課長（轟 満） ご質問のとおり、松川ダムと大佐野ダムと比較した場合、確かに松川ダムは水質は悪うございます。ただ、松川ダムにつきましては、相当以前から河川の水質検査、それとダムの水については毎日定期的な水質チェックを行っております。近年、極端に水質が悪くなっている状況ではありません。確かに上流部の雑排水は入ってきておりますので、できるだけ早い時期に下水道の整備を考えております。

委員長（武藤哲志委員） 田川委員。

委員（田川武茂委員） 極端に悪くはないという回答ですけど、天気のいいときは臭いんですよね。あそこの水が流れるところへ行ったら物すごく悪臭がするわけですよ。それで、ヘドロが、あんたたち見たことがあります。ヘドロがもうね、真っ黒いヘドロがへばりついてますよ。そして臭いんですよ。これはやっぱり一般市民が見たら、これは苦情が出てくるんじゃないかなと私は思うんですけど、それは全体になればね、わからんかもわかりませんが、あれは市民が見たらいい感じは持たんと思うんですよ。こんな水をおれたちに飲ませて、買わせてとかですよ、そういうふうになるんじゃないかなと、私それを心配しとるんですがね。

委員長（武藤哲志委員） 施設課長。

施設課長（轟 満） 浄水場の水につきましては、原水の水質検査、それを十分しまして、それに対応できるような施設を既に整備しております。浄水した後の水質チェックをしまして、安全な水を使用者の皆様にお配りするように毎日チェックしておりますので、ご安心していただいていいと思っております。

委員長（武藤哲志委員） 田川委員。

委員（田川武茂委員） それはわかりますよ。だがしかし、目で見てそういう状況やから心配するんですよ。

委員長（武藤哲志委員） 清水委員。

委員（清水章一委員） 田川委員と全く同じで、確かにそちらの方はきちっとした形のお水を飲ませているということは、それはそのとおりじゃないとまた困るわけです。ただ、少なくとも松川に流れてくる川の流れの汚れに対しては、やっぱり市民の方が当然それ見て不安を持たれるのは当たり前のお話ですよ。だから、どこから流れてきているか、特に油が流れてきたりしているということで、そのたびに私のところへ電話がかかってくるわけですね。だから、水

道も使われている方もおられるでしょうし、松川から上流は井戸ですから、余計そういう面において心配される方もありますので、一日も早い、そういう市民の不安をなくすような努力をしていただきたいと思いますけども。

委員長（武藤哲志委員） 施設課長。

施設課長（轟 満） 確かにそういう懸念も、皆さんの水質に対する不安は十分存じております。油等の流出についても十分対応できるような体制をとっております。できるだけ早い時期に、先ほども申しましたが、上流部の下水道整備を早い時期に行っていきたいと思っております。

委員長（武藤哲志委員） それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、採決を行います。

議案第51号「平成18年度太宰府市水道事業会計予算について」、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

委員長（武藤哲志委員） 全員挙手です。

したがいまして、議案第51号「平成18年度太宰府市水道事業会計予算について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時58分

委員長（武藤哲志委員） 以上、本会議において報告します。

~~~~~

日程第9 議案第52号 平成18年度太宰府市下水道事業会計予算について

委員長（武藤哲志委員） 次に、日程第9、議案第52号「平成18年度太宰府市下水道事業会計予算について」を議題とします。

まず、1ページをお開きください。

まず、会計予算の1条、そして2条、業務の予定量です。排水戸数、それから第3条の収益的収入及び支出、第4条の資本的収入及び支出、これに対する質疑ありませんか。

不老委員。

委員（不老光幸委員） 今、上水の方でお話がありましたように、北谷地区の汚水の工事なんですけど、できるだけ早くというご返事ですけども、大体どれぐらいかかるのかということと、それからもう一つは、内山地区は今度はまた違うルートでやってきていると思いますけども、筑紫野市の工事のできぐあいからあると思うんです。そちらの方もいつごろにできかかるというか、そういうのがわかりましたら教えてください。

委員長（武藤哲志委員） 施設課長。

施設課長（轟 満） 9ページの資本的収入及び支出の建設改良費、1目の公共下水道整備費、その中の委託料の中に全体計画委託料というのを平成18年度計上しております。この中身について若干ご説明いたします。

この中身につきましては、まず1点目が北谷地区の下水道整備ということで、御笠那珂流域下水道の全体計画の中に北谷地区を入れるための認可作業業務委託費を計上しております。現在、御笠那珂につきましては、全体的な見直しが進められておりました、この見直し作業が終わりますと、太宰府が要望しております北谷地区が全体区域に入ることができます。それを受けまして、太宰府市の認可変更、要するに北谷地区を入れた部分での下水道事業の認可変更を取る予定にしております。その事務作業を平成18年度に上げております。

この認可を受けまして、後は実施設計、実際の工事に入ってくるわけですが、平成18年度認可で、できましたら平成19年度に実施設計、平成20年、平成21年で実際の工事を現在のところ計画しております。

残り内山地区、この分につきましても、この全体計画委託料の中で、内山地区につきましては、宝満上流流域の下水道事業に入っておりますが、この分については全体計画の中に既に内山地区は入っております。後は実際の事業を行います事業認可、この事業認可を行うための認可の委託料を同じく平成18年度に計上しております。同じように、内山地区も順調にいきますと、平成18年度に認可を取りまして、平成19年度実施設計、平成20年度工事着工という段取りで現在のところ考えております。

委員長（武藤哲志委員） それでは戻ります。

まず、1ページの1条、2条、3条、4条について、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、2ページの5条、6条、7条、8条について、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、4ページをお開きいただきたいと思えます。

今、不老委員からあっておりましたが、一般会計の181ページをお開きいただきたいと思えます。ここに審査の関係で、他会計の補助金として計上されております。

まず、181ページの下水道事業という形で、一般会計から下水道には支出をする関係がありまして、公営企業の負担金として、下水道事業会計負担金と補助金と二通りあります。この金額が4ページの1款営業収益の他会計負担金として8,073万9,000円と、それから2款の営業外収益の一般会計補助金として6億764万9,000円、またはぐっていただきまして、8ページに資本的収入の他会計負担金のところに158万3,000円という形で上がっておりまして、また他会計負担金の下の方に先ほど言いました部分の8,692万7,000円がここで計上をされております。

それでは、収益的収入及び支出について審査を行います。

まず、4ページの収入についての質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 5ページの支出について、6ページについても同じです。5ページから7ページについて質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、資本的及び収入的支出についての8ページの収入の各1款からの部分について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、9ページの支出の1款、先ほど施設課長から説明があっておりました建設改良費までの部分について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、10ページの企業債の償還金について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、11ページに平成18年度下水道事業会計の資金計画書が提出されております。これに対する質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、職員総数ですが、昨年と変わらないという形で、給与明細についてが12ページ、13ページ、14ページ、15ページに提出されております。これに対する質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、16ページに債務負担行為として企業会計システム機器賃借料として115万7,000円が計上されております。これに対する質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、17ページに平成17年度下水道事業予定貸借対照表、それから18ページに平成17年度下水道事業予定損益計算書、それから19ページに平成18年度下水道事業予定貸借対照表が提出されております。これに対する質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、再度総括的な質疑がありましたら許可します。

安部委員。

委員(安部 陽委員) 特に北谷地区にたくさん企業が来ておるわけですね。合併浄化槽等も含んで、そういう企業にどのような規制をかけてあるのか。やはり環境を守ってもらうために、何らかの形で企業に規制をかけていないと、垂れ流しの問題が出てくると思うんですが、その点の措置はどうしてありますか。

委員長(武藤哲志委員) 上下水道部長。

上下水道部長(永田克人) 北谷区域に、今主に法人等が来てる分については、山浦地区でございまして、流れは宇美川の方に流れるところに建物が建っております。地権者の方には、要す

るに用途地域を明らかにせんとこういった状況になるということで、違法的な建物等が建ちますので、市街化区域等への編入をやはり促していかなければならないという考えを持っております。そういったところから、今のところ企業等が来ることについての規制というのは特にかげられない状態でございますので、あくまで地権者の意思に任せるといふうなことで考えております。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 採決を行います。

議案第52号「平成18年度太宰府市下水道事業会計予算について」、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

委員長（武藤哲志委員） 全員挙手です。

したがって、議案第52号「平成18年度太宰府市下水道事業会計予算について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午後2時08分

委員長（武藤哲志委員） 以上、本会議において報告します。

これで予算特別委員会に付託された案件はすべて終了しました。

ここでお諮りします。

本委員会における審査内容と結果の報告につきましては、議事録も作成されることですので、委員長にご一任願えますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 異議がないということで、異議なしと認め、委員会の審査内容と結果の報告につきましては、委員長に一任することに決定しました。

~~~~~

委員長（武藤哲志委員） これをもちまして予算特別委員会を閉会します。

閉会 午後2時09分

~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成18年5月29日

太宰府市予算特別委員会委員長 武藤哲志